

固定資産税の申告・減額措置など

■家屋調査

平成22年中に新築・増築をした家屋の調査を行います。

この調査は、家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。都台のよい日と連絡してください。

■取りこわし家屋（建物）の届け出

平成22年中に家屋の全部または一部を取りこわし、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局（登記所）で滅失登記をしてください。

また、登記されていない家屋の場合は取りこわしの届け出をしてください。

滅失登記または届け出をしないと、平成23年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

■住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成22年中に次に該当する方は、固定資産税住宅用地等申告書を提出してください。

住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した／住宅を取りこわし、土地を住宅用地として使用しなくなった／住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した／住宅を事業用家屋に用途変更した

【各種減額措置】

■長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用できる住宅の普及を促進するため、新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅は、固定資産税を減額します。

減額要件 次のすべてに該当する住宅

- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から平成24年3月31日の間に新築された住宅

③居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上の住宅（併用住宅の場合）

④居住部分の床面積が50㎡以上280

㎡以下の住宅（二戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上280㎡以下）
減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当分までを限度とし、
 家屋の固定資産税額の2分の1

減額期間 新築後5年度分（3階建て以上の準耐火構造住宅および耐火構造住宅は新築後7年度分）

申告方法 認定を受けて新築された住

宅であることを証明する書類を添えて、
新築年の翌年の1月31日までに申告

■省工ネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅（貸家を除く）で、平成20年4月1日から平成25年3月31日までに一定の省エネ改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。

工事費が30万円以上の次の工事

①窓の改修（二重サッシ・複層ガラスなど）②①と併せて行う床・天井・壁の断熱工事

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当分までを限度とし、
家屋の固定資産税額の3分の1

申告方法 原則として改修後3か月以内に、省エネ基準に適合した工事であることについて、建築士・登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書、工事明細書や写真などの書類を添えて申告

■ バリアフリー改修

平成19年1月1日以前に建てられた高齢の方・障害のある方などが居住する住宅（貸家を除く）で、平成19年4月1日から平成25年3月31日までに一定のバリアフリー改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。

対象 補助金などを除く自己負担が30万円以上の次の工事

廊下の拡幅／階段の勾配の緩和／浴室の改良／便所の改良／手すりの取り付け／床の段差の解消など

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面

積100m²相当分までを限度とし、

家屋の固定資産税額の3分の1

申告方法 原則として改修後3か月以内に、工事明細書（建築士・登録住宅性能評価機関などによる証明で代替可）や写真などの書類を添えて申告

■住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までに建築基準法に基づく現行の建築基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるように耐震改修工事を施工した場合、家屋の固定資産税を一定期間減額します。

対象 一戸当たり工事費が30万円以上
上の工事

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当分までを限度とし、
家屋の固定資産税額の2分の1

工事完了時期・減額期間

○平成18年1月1日～21年12月31日に改修した場合↓3年度分

○平成22年1月1日～24年12月31日に改修した場合↓2年度分

○平成25年1月1日～27年12月31日に改修した場合↓1年度分

申告方法 改修後3か月以内に、耐震基準に適合した工事であることにつ

いて、建築士・登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書を添えて申告

申告先・問合せ 課税課資産税係

市民パトロールセンターの開所

5月13日(木)、小作駅東口に市民パトロールセンターを開所しました。

このセンターは、市内各地域でパトロールや見守り活動をしている方との情報の共有や、市内のパトロールの拠点として、市民の皆さんにより自主的に運営されます。

センターの運営や市民パトロールにご協力いただける方の登録をお待ちしています。

所在地 小作駅東口（小作台1-16-1、市営小作駅前駐車場隣）

登録方法 電話または直接市民パトロールセンターまたは生活安全課交通・防犯係へ

問合せ 市民パトロールセンター ☎555-18

101/生活安全課交通・防犯係



▲開所式の様子



澄んだ空気の中、高原の花々と新緑のコントラストが鮮やかに彩っています。

6月のKOYOMI湯

6月は、お肌つるつる「日本酒の湯」です。

6月のイベント情報

フラフェスタ

フラダンスのイベント「フラフェスタ」を行います。ハワイアンバンドの生演奏やフラダンスのワークショップなど、トロピカルムードたっぷりの時間を過ごしてみませんか。

期 日 6月12日(土)・13日(日)

参加費 無料

メジマグロ祭り

夏が旬のメジマグロ（本マグロの幼魚）を、夕食時に食べ放題で提供します。

料金はそのまま！本マグロとは一味違ったさわやかな風味を堪能してください。

期 日 6月19日(土)

7・8月のイベント情報

○7月から、休暇村敷地内の小川で溪流釣りを開始します。

○8月9日(月)～15日(日)に、昨年好評だった「阿波藍染」と「さき織」の体験会を行います。

問合せ 自然休暇村 ☎0120-47-4017 ☎0551-48-4017

教えて！消費生活センター

実験商法で
高額な浄水器を契約してしまった！



Q 教えて！

「水道水を調べに来ました」と作業服を着た男性が訪ねてきて、言われるままに水道水を入れたコップを差し出しました。業者が薬品を入れると水道水はみるみる変色し、業者から「こんな水は体に良くない」と言われ、さらに汚れた水道管の写真を見せられ、浄水器の購入を強く勧められました。70万円もする高額な浄水器でしたが、水道水を飲むことが不安になりクレジット契約をしてしまいました。後でよく考えると必要のない商品で、6年間も支払い続けることに大きな負担を感じました。

解約することはできますか。

A 答ええます！

訪問販売で契約した場合、書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件

解約）ができます。

相談者には、販売会社と信販会社の両方に、クーリング・オフ通知を出すようアドバイスしました。

※水道水に薬品を入れて色が変わる様子を見せ、水質に不安を持たせて高額な浄水器を契約させる手口は実験商法と呼ばれるものです。水道水は消毒のために水道法で定められた塩素が入っているの、塩素への反応は当然のことです。

問合せ 消費生活センター

☎555-1111

消費生活センターでは、Eメールでの相談は受け付けていません。

困ったら、まず
消費生活
センターへ

雨の日の資源Aの出し方

■濡れてもリサイクルできる紙類
（新聞紙・折込チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール）

紙類は、濡れてもリサイクルすることが出来ます。ひもで束ねて、いつもと同じ場所へ出してください。雨を気にして、軒下などいつもと違う場所へ出すと、収集もれの原因となります。

■濡れるとリサイクルできない布類（古着・古繊維）

布類は、濡れてしまうとリサイクルすることができません。翌週の資源A

の日に出してください。また、ビニール袋に入れて出しても、運搬途中で濡れてしまう可能性があります。布類は雨の降っていない収集日に、ひもで束ねて出してください。

出し方のポイント

- ①紙類は、資源として再生利用できる紙ひもをできるだけ使用してください。
- ②下着や靴下、汚れのひどい布類は資源となりません。「燃やせるごみ」で出してください。

問合せ 生活環境課生活環境係

リサちゃんといくるちゃんの これもやってね！ ＜チャックや金具のついた靴の分別は？の巻＞



各部屋にごみ箱3つ



西多摩衛生組合

平成21年度ダイオキシン類測定結果

測定結果は、いずれも環境基準値、法規制値、公害防止協定規制値を下回っています。

■環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果

（単位：ng-TEQ/ m³ N）

	平成21年					平成22年
	4月28日(火)	5月15日(金)	6月22日(月)	11月2日(月)	12月24日(木)	1月22日(金)
1号炉	—	—	0.0014	—	—	0.00082
2号炉	—	0.0015	—	—	0.00012	—
3号炉	0.0018	—	—	0.0080	—	—

【単位：1ナノグラム（1ng）は、10億分の1グラム】

- 採取場所…各炉煙突排ガス採取口
- 法規制値…1ng-TEQ / m³ N（ダイオキシン類対策特別措置法）
- 公害防止協定規制値…0.5ng-TEQ / m³ N

■環境センター周辺の大気中のダイオキシン類測定結果

（単位：pg-TEQ/ m³）

	平成21年6月17日(水)正午 ～18日(木)正午	平成21年12月10日(木)正午 ～11日(金)正午
羽村市立第三中学校（屋上）	0.027	0.031
羽村市立松林小学校（屋上）	0.024	0.020
羽村市あさひ公園（地上）	0.025	0.024
瑞穂町立第四小学校（屋上）	0.030	0.024
瑞穂町むさしの会館（地上）	0.032	0.025

【単位：1ピコグラム（1pg）は、1兆分の1グラム】

- 環境基準値…0.6pg-TEQ / m³（ダイオキシン類対策特別措置法）

問合せ 西多摩衛生組合管理課 ☎ 554-2409